

下関市成年後見制度利用支援事業の利用に関するQ&A

1. 成年後見制度利用支援事業とは、どのような事業ですか。

当事業は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下していることで日常生活を営む上で支障があり、身寄りがない等の理由で成年後見制度を利用するための申立てを行う人がいない場合に、市長による申立て（後見等開始の審判請求）を行うものです。

加えて、助成を受けなければ制度利用が困難な方に対して、一定の要件を満たす場合に後見報酬等の助成を行っています。

●事業の対象については、長寿支援課または障害者支援課において審査を行います。

高齢者の本事業の利用に関する御相談 …長寿支援課

障害者の本事業の利用に関する御相談 …障害者支援課

2. どのような場合に報酬助成の対象になりますか。

原則として、助成申請時において下関市に住民票を有する者で、市長が後見等開始の審判請求を行った者又は本人や親族等が審判請求を行った者のうち、以下の条件を全て満たす場合に対象となります。

(1) 成年後見人等の報酬について、家庭裁判所で当該成年被後見人等の財産の中から付与する審判を受けた者。

(2) 生活保護を受けている者又は助成金の交付を受けなければ成年後見人等に対する報酬の支払が困難であると認められる者。

(3) 成年後見人等が、民法第725条に規定する親族に該当しない者。

3. 措置や住所地特例等で住民票が下関市以外にある場合の扱いは、どうなりますか。

以下の方は事業の対象となりますので、担当課に御相談ください。

(1) 老人福祉法の規定に基づき、本市の措置により本市以外の施設に入所している方

(2) 介護保険法の規定に基づき、本市に係る住所地特例対象被保険者の方

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の住所地特例規定に基づき、本市が支給決定を行っている方

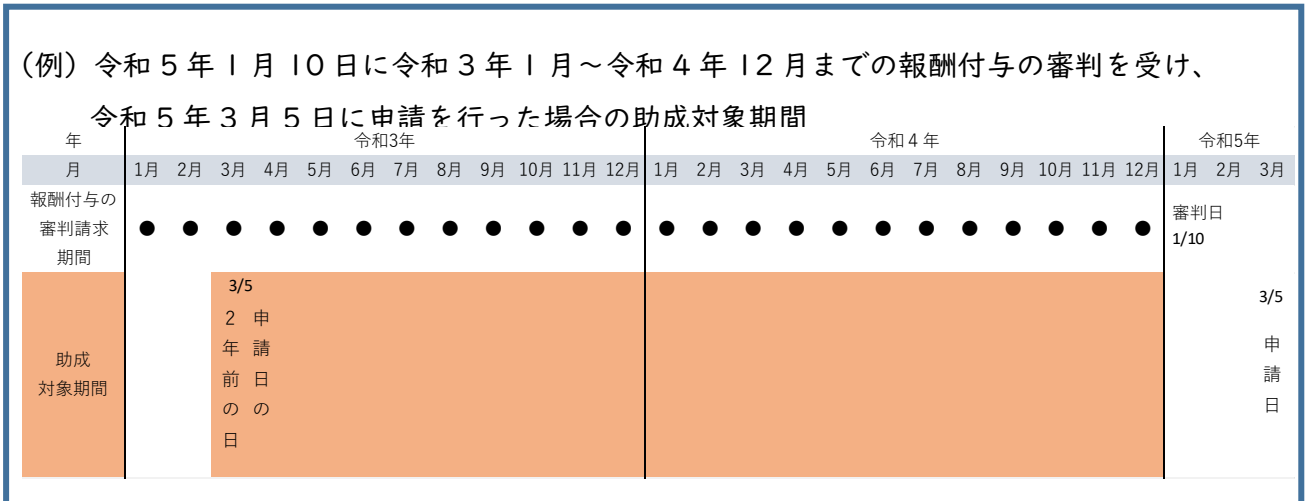
(4) 生活保護法の規定に基づき、本市が保護の実施機関となっている方 など

4. 報酬助成の対象期間と申請期限がありますか。

対象となる期間は、令和3年2月以降で申請書を市長に提出した日から起算して2年前の日が属する月までとなります。

申請は、家庭裁判所で報酬付与の審判を受けてから3か月以内に行ってください。

なお、下関市長以外が申立てを行った事案については、令和4年4月以降に家庭裁判所において報酬付与の審判を受けたものを対象としますので、御注意ください。



5. 助成金の額について教えてください。

助成金の額は、次に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額となります。なお、後見活動が月の途中で開始又は終了となった場合は、1月分として計算します。

(後見人等の就職日を確認するため、添付書類として登記事項証明書(写)等の提出を求めることがありますので、御了承ください。)

(1) 報酬付与の審判によって決定された報酬額

(ただし、成年被後見人等の財産のうち、報酬額に充当可能なものがある場合は、その額を控除した額)

(2) 次に掲げる区分に助成対象期間の月数を乗じて得た額

(ただし、助成対象期間の同一月に在宅期間と施設等の入所期間とがある場合には、アの区分を適用する)

ア) 成年被後見人等が在宅の場合 28,000円(月額)

イ) 成年被後見人等が施設に入所の場合 18,000円(月額)

6. どのような施設であれば、施設入所区分（月額18,000円）になりますか。

施設の範囲については、以下の表を御確認ください。ただし、同一月内に在宅と施設入所期間がある場合は、報酬月額在宅区分で計算しますので、御注意ください。

法令	施設等
生活保護法 (昭和25年法律第144号)	・ 保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園
老人福祉法 (昭和38年法律第133号)	・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム ・ 老人短期入所施設
介護保険法 (平成9年法律第123号)	・ 特定施設 ・ 介護保険施設 ・ 認知症対応型共同生活介護が提供される施設 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号)	・ サービス付き高齢者向け住宅
医療法 (昭和23年法律第205号)	・ 病院 ・ 診療所
その他これらに類する施設等で市長が認める施設	

7. 利用支援事業と他の助成金（公益信託成年後見助成基金等）の併用はできますか。

他の助成金との併用は可能です。利用支援事業の申請を行う場合は、他の助成金を併用した上で、なお後見報酬の支払が本人の資産状況では困難であることが分かるように、成年後見制度利用支援助成金支給申請書（様式第2号）に記載してください。

申請書は、ホームページ上でダウンロードが可能です。

8. どのタイミングで振込先をお知らせすれば良いですか。

被後見人等からの申請書（様式第2号）の提出を受け、担当課は報酬助成の可否を判断いたします。その後、申請者に対し成年後見制度利用支援助成金支援支給（不支給）決定通知書と成年後見制度利用支援助成金請求書をお届けいたします。

振込先口座については、成年後見制度利用支援助成金請求書内に御記入の上、担当課まで御返送ください。

【お問い合わせ先】

高齢者の本事業の利用に関すること

長寿支援課

電話：083-231-1345

障害者の本事業の利用に関すること

障害者支援課

電話：083-227-4199